

合同会合報告書作成にあたり検討をお願いする事項

一般社団法人 日本照明工業会
一般社団法人 電池工業会

合同会合報告書作成にあたり、次の点について、今後の課題としてぜひ検討をお願いします。

◎自治体等の既存スキームによる、表示を踏まえた分別回収を徹底するための措置

- ①自治体における水銀添加製品分別回収を徹底するための措置
- ②廃棄物処理業者による水銀添加製品分別回収を徹底するための措置

合同会合におけるこれまでの議論を踏まえ、報告書（案）には水銀添加製品の製造禁止などに加え、消費者への情報提供を通じた水銀添加製品適正な回収、処分の必要性が指摘されており、特に、情報提供の方法の一つとして水銀添加製品の含有表示などについても提案がなされているところであります。

一方で、本合同会合と並行して行われている「水銀廃棄物適正処理検討専門委員会」がとりまとめつつある報告書案によると、「家庭から排出されるボタン型電池、蛍光灯の水銀添加廃製品は～7割程度の市町村で個別の分別回収が行われている」とあるように、3割の自治体では分別回収が行われていないことが分かります。

このような状況を踏まえると、分別回収スキームができていない自治体においては、水銀添加製品への含有表示などを行っても、水銀添加製品の適切な分別回収がなされないことに加えて、かえって廃棄方法について一般消費者に混乱が起きる可能性があります。

他方で、日本照明工業会および電池工業会としては、自治体等の既存スキームによる、表示等の情報提供を踏まえた分別回収を徹底するための措置が講じられるのであれば、ランプ、電池等のように広く一般に流通している水銀添加製品に関する情報提供について、その効果等に鑑みて、可能な範囲でしっかりと協力を行なっていく所存です。

水銀廃棄物適正処理の一連のサイクルは、消費者への情報提供とそれを踏まえた受け皿が整って初めて意味を為すものであります。したがって、自治体等の既存スキームによる、情報提供を踏まえた分別回収を徹底するための措置について、今後の検討課題としていただくことを提案いたします。

以上